

「今後の個人情報保護制度のあり方」(中間とりまとめ)

- 利用停止請求権、罰則について -

皆さんのご意見をお寄せください

- 1 中間とりまとめについて、皆さんのご意見を個人情報保護審議会制度審議部会あてお寄せください。様式は自由ですが、書面でお願いします。
 - ・ 氏名、住所を明記の上、郵送・FAX・電子メール・持参のいずれかの方法で、平成16年1月16日(金)までに送付してください。
 - ・ なお、いただいたご意見に対して、個々に回答はいたしませんのでご了承ください。また、氏名、住所を除き、お寄せいただいたご意見は、審議資料として提出することがあります。

郵送 〒650-8570
神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市役所市民参画推進局市民情報サービス課内
神戸市個人情報保護審議会 制度審議部会事務局

FAX (078)322-6014

e-mail siminjouhou@office.city.kobe.jp

- 2 中間とりまとめ、意見募集についてのお問い合わせは、
神戸市役所市民参画推進局市民情報サービス課内
神戸市個人情報保護審議会 制度審議部会事務局 (078)322-5175 まで

平成15年12月

神戸市個人情報保護審議会
制度審議部会

はじめに

1 中間とりまとめ

(1) 神戸市長から諮問

今年7月、神戸市個人情報保護審議会(以下「審議会」といいます。)に、個人情報保護条例施行後の急速な情報化の進展による環境の変化
個人情報保護のための法律が成立したこと
国から条例見直しの通知があったこと
から、「今後の個人情報保護制度のあり方」について諮問がありました。

(2) 神戸市個人情報保護審議会制度審議部会での審議

市長からの諮問を受け、審議会は、神戸市個人情報保護審議会制度審議部会
(部会長 西村裕三 大阪府立大学教授 以下「制度審議部会」といいます。)で審議することとしました。

(3) 利用停止請求権、罰則の審議

制度審議部会では、審議する項目を、
総則
収集制限・適正管理などの個人情報の取扱い
情報化の進展と電子計算機処理
罰則
利用停止請求権等の請求権等
救済等
事業者

の7項目としました。そして、現行の神戸市個人情報保護条例に規定のない利用停止請求権、罰則についてまず審議し、残りの項目は順次審議することを決めました。

(4) 利用停止請求権、罰則の中間とりまとめ

制度審議部会では、より一層の個人情報の適正な取扱いを図るという観点に立って、8月以降5回にわたって、審議を進め、利用停止請求権、罰則について、「中間とりまとめ」をまとめました。

2 意見募集

制度審議部会では、「中間とりまとめ」について、皆様のご意見を募集します。お寄せいただいたご意見は今後の審議に役立てたいと思います。(応募方法は表紙をご覧ください。)

3 審議資料、議事録の閲覧

これまでの審議資料、議事録については、

(1) 市民参画推進局市民情報サービス課 市政情報室 (神戸市役所1号館3階)

(2) 神戸市のホームページ (<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/030/seidosin.htm>)

で、ご覧いただくことができます。

なお、神戸市個人情報保護条例、同規則は次でご覧いただけます。

条例 (<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/030/kojinjouhouhogyorei.htm>)

規則 (<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/030/kojinjouhoukisosoku.htm>)

「利用停止請求権」、「提供停止請求権」について

目的外利用、目的外提供の制限違反について、「利用停止」、「提供停止」を請求できる権利を定めることが妥当である。

(1) 市現行条例では、収集制限の違反についての削除請求権を既に定めているが、市の制度において、新たに「利用停止」、「提供停止」を請求できる権利を定めることが妥当である。

「神戸市個人情報保護条例」(以下「市現行条例」という。)に定める削除請求権の概要

- ア 開示請求に対する決定を受けた者は、実施機関が収集制限に違反して自己の個人情報を収集したと認めるときは、個人情報の削除を請求できる。(市現行条例 22 条 2 項要約)
- イ 実施機関は、削除請求があったときは、削除請求書の提出があった日から 30 日以内に、必要な調査を行い、削除をするか否かの決定を行わなければならない。(市現行条例 24 条 1 項要約)
- 30 日以内に決定を行うことができないことについて、正当な理由がある場合は、決定期限を 15 日以内に限り延長できる。(市現行条例 19 条 4 項、24 条 4 項要約)
- ウ 実施機関が 45 日を経過しても決定を行わないときは、請求者は削除をしない旨の決定があったものとみなすことができる。(市現行条例 19 条 5 項、24 条 4 項要約)

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(以下「行政機関法」という。)に定める利用停止請求権(利用停止請求権、消去請求権、提供停止請求権)の概要

- ア 個人情報の不適法な取得、利用目的の範囲を超えた保有、利用目的以外の利用に対して、個人情報の利用の停止又は消去を、個人情報の利用目的以外の提供に対して、個人情報の提供の停止を請求できる。(以下、利用の停止、消去、提供の停止を「利用停止」という。)(行政機関法 36 条 1 項要約)
- 利用停止請求は、開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。(行政機関法 36 条 3 項要約)
- イ 行政機関の長は、利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用停止をしなければならない。(行政機関法 38 条要約) 例外として、事務の性質上、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときには利用停止義務を負わない。(行政機関法 38 条要約)
- 利用停止をするか否かの決定は、利用停止請求があった日から 30 日以内にしなければならない。(行政機関法 40 条 1 項要約)
- 30 日以内に利用停止をするか否かの決定を行うことが事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、決定期限を 30 日以内に限り延長できる。(行政機関法 40 条 2 項要約)
- ウ 特例として、利用停止をするか否かの決定に特に長期間を要すると認めるときは、相当期間内に利用停止をするか否かの決定を行えば足りる。(行政機関法 41 条要約)

(2) 市の制度においては、次の点を踏まえることが妥当である。

利用停止請求、提供停止請求に対する対応

- 行政機関法では、利用停止請求に対する対応として、個人情報の不適法な取得、利用目的の範囲を超えた保有、利用目的以外の利用に対して、利用の停止又は消去を、個人情報の利用目的以外の提供に対して、提供の停止を請求することができる。
- 市の制度において、請求に対する対応については、原則として、目的外利用の制限違反については利用の停止、目的外提供の制限違反については提供の停止、収集制限違反については削除とすべきである。

利用停止義務、提供停止義務の例外

- ・ 行政機関法では、事務の性質上、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には利用停止義務を負わない旨の例外規定がある。
- ・ 市現行条例の削除請求権には例外規定はなく、また例外規定が適用される場合が必ずしも明確でないことから、これを定める必要はない。

利用停止請求、提供停止請求の要件

- ・ 行政機関法では、開示を受けた者は利用停止請求できるとしているが(開示前置)、市現行条例では、決定を受けた者であれば削除請求できるとしている(決定前置)。
- ・ 市現行条例では非開示決定であっても利用停止の請求が行えるから、市の制度においては、決定前置を維持すべきである。

決定期限、決定期限の特例

- ・ 行政機関法では、利用停止請求があった日から 30 日以内に利用停止をするか否かの決定を行い、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合、決定期限を 30 日以内に限り延長できる。また、特例として、特に長期間を要すると認める場合、相当期間内に利用停止をするか否かの決定を行えば足りるとされている。
- ・ 市現行条例では、決定期限について、請求日から 30 日以内に削除をするか否かの決定を行い、正当理由がある場合、決定期限を 15 日以内に限り延長できるとしている。また、行政機関法で定める決定期限の特例措置は定めていない。

市民の便宜を考えると、市の制度においては、請求に対する決定期限について市現行条例の決定期限を維持すべきである。また、行政機関法に定める相当期間内に利用停止をするか否かの決定を行えば足りるとする期限の特例は、不明確であり、これを特に定める必要はない。

なお、実施機関が 45 日を経過しても決定を行わないときに請求者は削除をしない旨の決定があったものとみなす規定については、市民の便宜を図る上で、これを維持すべきである。

(3) 是正の申出

利用停止請求権、提供停止請求権を保障する規定を設けるのであれば、市現行条例に苦情処理制度があることから、「是正の申出」の制度を維持する必要はない。

「罰則」について

市の職員、受託事業の従事者について、行政機関法に準じた罰則を設けることが妥当である。

行政機関法の罰則は、国の職員、受託事業の従事者の悪質な違反行為に対して罰則を設けている。

個人情報を取扱うのは、国も市も同様であるから、市の制度においても、行政機関法に準じて市の職員、受託事業の従事者に対して、罰則を設けるべきである。

行政機関法に定める罰則の概要

- | | | |
|---|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア | 対象者 | 職員、受託事業の従事者 |
| イ | 対象行為と量刑 | |
| | ・ | 電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成された情報の集合物であって、個人の秘密事項が記録された公文書を提供した場合
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(行政機関法53条要約) |
| | ・ | 不正な利益を図る目的で、業務に関して知り得た保有個人情報を提供又は盗用した場合
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(行政機関法54条要約) |
| | ・ | 専ら職務の用以外の用に供する目的で、職権を濫用して個人の秘密が記録された文書等を収集した場合
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(行政機関法55条要約) |

（訂正等の請求）

第22条 第20条第1項の規定による開示を受けた自己の個人情報の内容に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。

2 第19条第1項の規定による決定を受けた者は、実施機関が第7条の規定に違反して自己の個人情報を収集したと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の削除を請求することができる。

3 （略）

（訂正等の請求に対する決定等）

第24条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、訂正等請求書の提出があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正等の請求に係る個人情報の訂正又は削除をするか否かの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正等の請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正又は削除をする旨の決定を行ったときは、速やかに、訂正又は削除を行った上、訂正等の請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正等の請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正又は削除をしない旨の決定を行ったときは、速やかに、訂正等の請求をした者に対し、書面により、その旨を通知しなければならない。

4 第19条第4項及び第5項の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。

（是正の申出）

第26条 何人も、実施機関が自己に関する個人情報を第9条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2～5 （略）

（開示請求に対する決定等）

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、請求書の提出があった日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするか否かの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、速やかに、前条の規定により開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、書面により、当該決定の内容を通知しなければならない。

3 前項の規定により、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨（第17条の規定により開示請求に係る個人情報の一部の開示をしないことを含む。）を通知する場合において、当該開示請求に係る個人情報の全部又は一部が第16条各号に掲げる個人情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。

4 実施機関は、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないことにつき正当な理由がある場合にあつては、請求書の提出があった日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該延長の期間及び理由を開示請求者に通知しなければならない。

5 開示請求者は、実施機関が請求書の提出があった日から起算して45日を経過した後においても第1項の決定を行わないときは、開示請求に係る個人情報の開示をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

6 実施機関は、第1項の決定を行う場合において、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

神戸市個人情報保護条例、同規則は次でご覧いただけます。

条例(<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/030/kojinjouhouhogojourei.htm>)

規則(<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/030/kojinjouhoukisoku.htm>)

公布 平成 15 年 5 月 30 日
施行 公布の日から起算して 2
年を越えない範囲内で政
令で定める日

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（利用停止請求権）

第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行なければならない。

（保有個人情報の利用停止義務）

第三十八条 行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止決定等の期限）

第四十条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内に行なければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第四十一条 行政機関の長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

（罰則）

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第六条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は次でご覧いただけます。

総務省行政管理局のホームページ(http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a_05_f.htm)